

鈴鹿市文化会館 利用料金表

■施設利用料金

※リハーサル料金は異なります。詳細はお問い合わせください。

(単位:円)

区分 種別		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		9:00～ 12:00	13:00～ 16:30	17:30～ 21:30	9:00～ 16:30	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
けやき ホール	平 日	7,900	11,200	15,800	19,100	27,000	33,000
	土曜日、日曜日 及び 休 日	9,900	15,100	21,100	25,000	36,200	43,500
	楽屋(洋間)	700	900	900	1,600	1,800	2,500
	楽屋(和室)	500	600	600	1,100	1,200	1,700
	リハーサル室	1,100	1,300	1,400	2,400	2,700	3,800
さ つ き プ ラ ザ		5,100	5,800	6,400	10,900	12,200	16,500
調 理 室		2,600	2,900	3,300	5,500	6,200	8,400
多 目 的 ド ー ム		4,500	5,200	5,800	9,700	11,000	14,700
第 1 研 修 室		2,700	3,000	3,400	5,700	6,400	8,800
第 2 研 修 室		1,900	2,300	2,600	4,200	4,900	6,600
第 3 研 修 室		1,800	2,100	2,300	3,900	4,400	6,000
第 4 研 修 室		900	900	1,000	1,800	1,900	2,700
第 5 研 修 室		900	900	1,000	1,800	1,900	2,700
音 楽 室		2,600	3,000	3,300	5,600	6,300	8,500
美 術 工 芸 室		2,700	3,000	3,400	5,700	6,400	8,800
陶 芸 室		1,500	1,800	2,100	3,300	3,900	5,200
和 室		1,800	2,100	2,300	3,900	4,400	6,000
茶 室		1,700	1,900	2,100	3,600	4,000	5,500

■利用料金の算出(表1)

(単位:円)

入場者一人あたりの 徴収額の最高額	営利, 営業, 宣伝等の 目的で利用する場合	その他の場合
無料	基本利用料金 × 2.0倍	基本利用料金 × 1.0倍
無料(物品販売等)	基本利用料金 × 2.5倍	基本利用料金 × 1.3倍
1,000円以下	基本利用料金 × 2.0倍	基本利用料金 × 1.2倍
1,001円以上	基本利用料金 × 2.5倍	基本利用料金 × 1.3倍

■利用料金の算出(表2)

(単位:円)

鈴鹿市, 亀山市以外にお住まいの方が使用する場合	表1で算出した利用料金 × 1.5倍
鈴鹿市, 亀山市に事業所や事務所を有しない方が使用する場合	表1で算出した利用料金 × 1.5倍

■準備料金について(表3)

準備のために別の時間区分を使用する場合	基本利用料金 × 0.3倍
リハーサルまたは練習のために「けやきホール」を使用する場合	基本利用料金 × 0.3倍

※使用料の額に10円未満の端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨て

※使用許可時間を越えた場合の超過利用料金は直前の使用時間帯 × 0.3倍